

201419028B

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業（精神障害分野）

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた
医療観察法の効果的な運用に関する研究

平成 24～26 年度 総合研究報告書

研究代表者 伊豫 雅臣

平成 27 年（2015）年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業（精神障害分野）

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた
医療観察法の効果的な運用に関する研究

平成 24～26 年度 総合研究報告書

研究代表者 伊豫 雅臣

平成 27 年（2015）年 3 月

目 次

○平成 24 年～26 年度 総合研究報告書	
専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療観察法の効果的な運用に関する研究.....	1
伊豫 雅臣 千葉大学大学院医学研究院 精神医学	
○平成 24 年～26 年度 分担研究報告書	
1. 医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた専門家の育成.....	15
椎名 明大 千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部	
2. 精神保健判定医の質の担保に関する研究.....	27
八木 深 独立行政法人国立病院機構 花巻病院	
3. 鑑定入院制度のモニタリングに関する研究.....	39
五十嵐禎人 千葉大学社会精神保健教育研究センター	
4. 司法精神医療における退院調整・社会復帰援助を行う関係機関職員の支援と研修方法の開発に関する研究.....	47
三澤 孝夫 国際医療福祉大学	
5. 指定通院医療機関の治療機能の向上と多職種・多機関の連携を効果的に行う方策に関する研究.....	55
松原 三郎 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院	
6. 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究.....	63
角野 文彦 滋賀県健康医療福祉部	
7. 地域における処遇を含めた医療観察法制度に対する法学的視点からの研究.....	83
山本 輝之 成城大学 法学部	
○研究成果の刊行に関する一覧表.....	87
○研究成果の刊行物・別刷.....	93

平成 24 年～26 年度 総合研究報告書

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療
観察法の効果的な運用に関する研究

伊豫 雅臣

千葉大学大学院医学研究院精神医学

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療観察法の
効果的な運用に関する研究

研究代表者：伊豫 雅臣（千葉大学大学院医学研究院）

研究分担者：

椎名 明大（千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部）

八木 深 （独立行政法人国立病院機構 花巻病院）

五十嵐禎人（千葉大学社会精神保健教育研究センター）

三澤 孝夫（国際医療福祉大学）

松原 三郎（社会医療法人財団松原愛育会 松原病院）

角野 文彦（滋賀県健康医療福祉部）

山本 輝之（成城大学 法学部）

研究要旨

医療観察法に関わる人材の確保方法から育成方法、さらに鑑定入院医療及び指定通院医療、地域処遇という対象者のステージ移行に伴う医療や支援体制における現状と課題、司法精神医療に関わる法的問題について明らかとすることが本研究の目的である。全国の関係機関を結ぶWeb会議や研修会、鑑定入院機関や指定医療機関、保健所、担当者への調査、法的問題についての検討、ケースブックやハンドブックの作成などを行った。司法精神医療に関するセミナーは一般人の啓発に有効であり、若手精神科医には様々な医療場面での関わりを示す研修が有効であることが示唆された。模擬事例を用いた受講者参加型研修会や事例集は精神保健判定医の質の向上に寄与した。医療観察法における実務者養成研修会では英国での研修を参考に企画・開催する。また、実務に有用な各種ツールや教材を作成した。Web会議は医療レベルの地域格差是正に有用と思われた。しかし、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の構築が必要であることが示唆された。通院処遇では病状悪化早期の精神保健福祉法上での入院を利用することで入院期間短縮や順調な通院医療、自殺予防に重要な役割を担っていた。保健所の事例数は増加しており、人的資源不足や支援スキルの質の維持の困難さなどから地域支援者の不安が高くなっていることが明らかとなり、また家族による支援が負担になっていることが示唆された。さらに通院処遇や地域処遇における体制整備や情報の取り扱い、医療観察法における法的課題が示された。医療観察法による医療を含めた司法精神医療に関わる人材の育成について研修や事例集及び教材の作成を行い、良好な成果を上げてきた。関係機関を結ぶWeb会議は地域格差の是正に貢献する可能性がある。しかし、鑑定入院医療機関の職員に関する研修・教育体制構築が

さらに必要である。また、指定通院医療では開始早期に再発や自殺する者もあり、精神保健福祉法上の入院などの利用が有用であった。一方、今後地域処遇の問題が大きくなることが推察されるが、人的資源不足など改善を要することが示唆された。医療観察法における地域の保健・医療体制を整備・充実させることが不可欠である。また最高裁判所の判例に基づき医療観察法の運用面や法改正についての検討が必要である。

A. 研究目的

心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が平成17年7月15日に施行され、10年が経過する。本法では、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。一方、本法による審判や医療には人材育成や質の向上、地域格差の是正等が必要であり、また本法による医療の一般精神医療への汎化が期待されている。このため、地域特性を踏まえて司法精神医療の適正な実施と普及、医療観察法の運用面の改善等について研究し、より適切な我が国の医療観察法医療体制を構築していくことが必要である。そのためには、医療観察法における鑑定及び審判、退院・社会復帰、指定通院医療、地域精神保健福祉への移行という各ステージにおける人材育成や体制に関する研究を行うとともに、法学的視点からの研究が必要である。そこで、本研究では、平成24、25、26年度の3年間にて以下の7つの課題について研究を実施した。

B. 研究方法・結果

①医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた専門家の育成（研究分担

者：椎名明大)

本研究においては、医療観察法における地域処遇の拡充と、それに携わる人材育成のための方法論を確立することを目的とした。この目的を達成するため、我々は、司法精神医学に関する知識やモチベーションの向上を図るための方法論を確立するための実証研究と、司法精神医療現場における医療実践や人材育成の現状と課題の共有を企図した全国規模のweb会議の開催という研究手法を採用した。

平成24年度においては、千葉大学社会精神保健教育研究センターを拠点として、全国の医療観察法の医療に携わる医療機関を結んだWebシンポジウムを開催した。シンポジストとして司法精神医療の実務家3名を招聘した。地域の連携体制、個人情報保護、持効性注射剤の活用などが議論され、司法精神医療に見る関係機関間連携体制構築の手法は普遍性を有するものの、地域の実情に合わせた対応も必要であることが示唆された。体制整備については医療観察法から一般精神医療へ、医療のソフト面においては一般精神医療から医療観察法へと、相互に技術を汎化させていく可能性を明らかにした。さらに、司法精神医学に携わるモチベーションを育てるためのアプローチについて、先行研究を発展させる形で、研修会形式による実証研究を計画した。

平成25年度においては、前年度の計画に基づき、司法精神医学と一般精神科医

療との連続性を可視化することが司法精神医学に対するモチベーションを高めることにつながるという仮説を検証するため、精神医学の初学者を対象とした研修会を開催し、研修会受講前後で各種評価尺度による評価を受けた。その結果、リエゾン・コンサルテーション精神医学や行動分析といった精神医療の領域と司法精神医学との間に関連性が高く、その領域を通して司法精神医学への認識が強化されることが明らかとなった。また、司法精神医療の臨床場面における課題とその解決について、Web 会議による議論を行った結果、クロザピンの使用や身体合併症への対処等については全国的な平準化が果たされつつあるが、クロザピンで治療を受けている対象者を受け入れる指定通院医療機関の不足が確認され、迅速な対応が必要と考えられた。また、医療観察法対象者の地域移行支援に当たっては、関連機関による双方向性の情報共有に基づき、対象者の精神症状増悪時には精神保健福祉法による早期の入院も柔軟に活用しながら段階的移行を果たす必要があることが示唆された。さらに司法精神医学の人材育成に関しては、狭義の司法精神医学に囚われず周辺領域との関連性やバランスを考慮に入れた柔軟な研修プログラムが必要であることが明らかとなった。

平成 26 年度の Web 会議では、難治性統合失調症の事例提示がなされ、事実関係に関する質疑が行われた。統合失調症と他害行為との関係について、当事例では統合失調症の病勢悪化に伴い現実検討の低下や内的不穏が高まっている状況での事件であるこ

とが示唆された。また指定通院医療への移行に当たって指定入院医療の期間に病状のモニタリングを行うための対策を対象者個人に合わせて行うことが重要であることが示された。また、司法精神医療の普及啓発の下支えとなるところの一般人の認識及び意見を調査するとともに、セミナーの受講によりその意見がどのように変化するかを検証した。これらの結果、医療観察法医療は一定の熟成を見せており一般精神医療に応用すべき段階にきていること、またその成果を含めて司法精神医学に関する正しい知識を広く伝えていくことが、司法精神医学に対する国民の理解の程度を深めることを通じて、長期的な司法精神医療に携わる人材育成へとつながっていく可能性が示唆された。

② 精神保健判定医の質の担保に関する研究（研究分担者：八木 深）

本研究では、精神保健判定医等養成研修会（以下「養成研修会」）の運営の改善提言を行い、既に精神保健判定医（以下「判定医」）になった者に対し鑑定・審判にあたっての考え方を整理する機会を提供し、幅広い視点で判定医の質の担保をはかることが目的である。養成研修会全受講生に対し 3 年間各年度にアンケートを実施し、研修会の改善を図るために司法精神医療等人材養成研修企画委員会に結果をフィードバックした。受講者参加型のワークショップやグループ討議を取り入れるなどの工夫がなされた。その結果、有用であるとの回答は、平成 24 年度 70%、平成 25 年度 67%、平成 26 年度 56%、よく理解できたとの回答も、平成 24 年度 38%、平成 25 年度 46%、

平成 26 年度 40%と高水準であった。既に判定医になった者に対して、厚生労働省判定事例研究会で再入院事例等 10 例を提供し、仮想化し再入院事例について、ケースブックを作成し配布した。実施したアンケートの結果は、有用度 97% 理解度 98%と良好な結果であった。また、最高裁判所司法統計を分析し、高等裁判所管区で集計して、審判のばらつきの程度について平成 17 年から平成 25 年を 3 期にわけて分析した。その結果、ばらつきは、減少しているが、依然としてばらつきは存在しており、精神保健判定医の質の担保は、今後も重要な課題であると考えられた。

③鑑定入院制度のモニタリングに関する研究（研究分担者：五十嵐 禎人）

医療観察法鑑定入院は、医療観察法の入り口をなす重要な手続きであるが鑑定入院中の対象者の医療及び観察の実態を把握することを目的として研究が行われた。全国の鑑定入院医療機関 286 施設（2014 年 6 月 30 日現在の全施設）を対象として、①施設概要調査票、②鑑定事例調査票、③困難事例調査票という 3 つの調査票を送付し、回答を求められた。2014 年 11 月 20 日現在 123 件（回答率 42.0%）の回収があり、147 件（推定回答率 37.9%）の鑑定入院事例が収集できた。鑑定入院医療施設の施設概要及び治療・処遇状況は先行研究のデータとおおむね一致していた。しかし、個々の事例の回答をみると、回答者の医療観察法に関する知識が十分でないことによると思われる、矛盾が生じていた事例も存在しており、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制を検討する必要があることが示

唆された。モニタリング体制の整備のためには、データ収集方法の改善とともに、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の整備が必要と考えられる。

④司法精神医療における退院調整・社会復帰援助を行う関係機関職員の支援と研修方法の開発に関する研究（研究分担者：三澤孝夫）

本研究では、初年度、次年度は、海外、特に英国で先進的に行われている司法精神医療・福祉のケアマネジメント手法、研修方法やその内容等を参考として、医療観察法における入院処遇から通院処遇・地域への円滑な退院調整・社会復帰援助のために必要となる知識・技術を明らかにした。その結果、英国では「司法精神医療・保健・福祉に活用しやすいケアマネジメント手法が研究され、整備されたこと」、「精神医療・福祉関係者に、司法精神医療・保健・福祉分野の専門知識等や上記のケアマネジメント方法などのノウハウを提供し、このような対象者に積極的に関わることの重要性を認識させるとともに、司法精神医療に関わることの社会的な意義や倫理観など共有化されたこと」が重要な要因になっている事を明らかにした。また、これらのことが行われていくためには、司法精神医療・保健・福祉を実際に行う関係者への研修が重要であった。特に、実際に退院者が増え始めた現状においては、司法精神医療・保健・福祉分野の専門知識やノウハウ、倫理観や事例などを習得できる中級者向け研修など、より専門的で、実践的な研修が必要となることを明らかにした。そして、最終年度は、関係機関等とも協力し、現在、医療観察法

における入院処遇から通院処遇・地域への退院調整・社会復帰援助に関わっている指定入院医療機関、指定通院医療機関、保護観察所、保健所、都道府県、市区町村、社会復帰施設等の職員への研修方法について、具体的な提言を行い、研修会を企画し開催した。

また、初年度、次年度は、医療観察法における入院処遇から通院処遇・地域への退院調整・社会復帰援助に実際に関わっている指定入院医療機関、指定通院医療機関、保護観察所、保健所、都道府県、市区町村、社会復帰施設等と協力し、医療観察法における通院処遇・地域への円滑な退院調整・社会復帰援助を支援していくためのツールを開発した。

⑤指定通院医療機関の治療機能の向上と多職種・多機関の連携を効果的に行う方策に関する研究（研究分担者：松原三郎）

平成 24 年度は再入院事例を中心に処遇困難事例を収集し、通院処遇中に精神保健福祉法上の入院が必要となった 25 の事例を把握して分析した。また医療観察法通院処遇中における精神保健福祉法上の入院に関する調査も行い、指定通院医療機関 20 病院のうち 17 病院から回答があり、94 名の通院処遇対象者のうち 40 名が精神保健福祉法の入院を経験していた。これらから、精神保健福祉法で入院するタイミングは、比較的早めに行われており、これはさらなる病状の悪化を防ぐことにつながっている。通院医療を順調にすすめるうえでは、重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

平成 24～26 年度を通して死亡事例を収

集し、48 件の死亡事例を収集した。そのうち自殺事例は 27 件であり、直接通院 10 件、移行通院 17 件であった。死亡時期は、1 年未満が 51.8%と半数が 1 年以内に自殺していた。その対象者の居住場所は 55.6%が家族と同居しているが、家族からの支援がないというケースが意外と多く、対象者だけでなく家族支援も大切であることが明らかとなった。これらから、自殺を予測することは困難ではあるが、対象者を手厚くサポートすることはもちろん、対象者だけでなく家族を支援することも、自殺を未然に防ぐ重要な要因であることが示された。また自殺事例に遭遇した通院処遇関係スタッフの多くが対象者の自殺に大きくダメージを受けている事が明らかとなり、関係スタッフへの心のケアが必要であることが明らかとされた。

北陸医療観察法研究会、通院医療等研究会、研究班会議を開催し、指定入院医療機関、指定通院医療機関、社会復帰調整官が連携する上での問題点を整理し、入院医療から通院医療への移行を順調に行うための方法を検討した。また多職種でのチーム医療の現状や各通院医療機関の状況を報告し、情報共有、意見交換を行い、医療観察法での通院医療の向上について検討した。

⑥司法精神医療における行政機関の役割に関する研究（研究分担者：角野文彦）

医療観察制度に基づいて、地域処遇を円滑に行うために、医療観察法と精神保健福祉法との有機的運用が求められている。これまでの研究では、行政機関の医療観察法処遇事例の支援の現状から行政機関の役割や司法医療機関との連携における課題を明

らかにしてきた。本研究では、法整備から9年が経過し、地域処遇事例が増加する中、行政機関の地域処遇事例への司法医療機関と地域関係者との連携、対象者の社会復帰の現状から、地域処遇の課題を、毎年、全国の保健所、494保健所（対象保健所内訳：県392、政令市8、中核市40、指定都市31、特別区23）に対して自記式質問紙法による郵送留置き調査を毎年実施した。調査は毎年9月に行った。

法対象事例を支援する保健所は平成24年度77.3%、平成25年度76.5%、平成26年度80.9%と増加していた。しかし、地域保健福祉研修の受講者は少なく、例えば平成26年度の調査では保健所の研修派遣経験が5%であった。また共通評価項目は、活用は進んでおらず、活用経験がない場合、共通評価項目の活用方法に関する知識が不足していることが考えられた。保健所の担当者の支援に関する不安のある者の割合は増加傾向で、初めて法処遇ケースを担当する不安と、事例数の増加に伴い丁寧な支援ができないことや、事例の傾向として、発達障害等の事例、治療反応性の低い事例の法終了後の再犯に対する不安が影響していると考えられた。

医療観察法による対象者は増えており、高齢化、困難事例の増加が予測され、地域処遇の問題が大きくなることが推察される。対象者の安定した地域生活のためには、今後も指定医療機関、保護観察所と連携を図り、市町村を含めた地域支援体制の人的、質的な充実が必要であり、地域支援の現状からみた医療面の評価を継続して行う必要がある。さらに、明らかになった課題から、法制度、研修制度の見直しが必要であるこ

とが示された。

分担研究協力事業として「心神喪失者等医療観察制度ハンドブック 追補版（保健所現場からの問題点Q&A）」を作成してきたが、さらに内容を補うために「心神喪失者等医療観察制度ハンドブック 追補版（保健所現場からの問題点Q&A）」を作成した。平成24年度は、平成20年度と平成23年度厚生労働科学研究費補助金研究事業の分担研究協力事業において作成したハンドブックのQ&Aを検討し、平成24年度「追補版Q&A質問項目案」を選定した。平成25年度は、平成24年度「追補版Q&Aの質問項目案」を精査し、心神喪失者等医療観察制度に係る文献や報告書、ホームページ等を参考に平成25年度「追補版Q&A質問項目案」を検討し、平成26年度は平成25年度案を再考しハンドブック追補版を作成した。また同時にハンドブック「保健所Q&A」、「保健所が対象者を支援するためのQ&A」と併せて活用できる内容にした。これらは、保健所等の地域における心神喪失者等医療観察制度を担う機関が相互に連携を図り、対象者の地域社会復帰等を支援する上で有用であり、心神喪失者等医療観察制度推進に寄与するものであると考えられた。

⑦地域における処遇を含めた医療観察法制度に対する法学的視点からの研究（研究分担者：山本輝之）

平成24年度は、地域精神保健・医療にかかわる問題、とりわけ「入院によらない医療」の整備や地域精神医療における対象者の処遇に関する法的問題点、たとえば、1) 処遇困難な対象者の通院の問題、2) 精神科

救急と移送制度の整備の問題等について検討を行った。その結果、医療観察法の最終目的は、対象者の社会復帰を促進すること（1条）であり、そのためには、以上で検討した問題点の検討を踏まえて、地域における保健・医療体制を整備・充実させることが不可欠であるとの結論を得た。平成25年度は、地域処遇における多職種間での対象者に関する情報共有に関する法的問題点について検討を行った。医療観察法における地域処遇の体制を整備・充実させるためには、対象者に関する情報提供・共有の問題を法的な観点から整理することが必要であると結論を得た。2014年度は、医療観察法における法的課題として、最近の最高裁判所の判例で問題になった医療観察法における法的問題点たとえば、1) 鑑定入院命令の取消し、2) 対象行為の概念、3) 「この法律による医療を受けさせる必要」の意義等について、検討を行った。その結果、同法の運用面の改善あるいは法改正の必要があるとの結論を得た。

C. 考察

千葉大学社会精神保健教育研究センターを拠点として、全国の医療観察法の医療に携わる医療機関を結んだ Web 会議を開催した。業務への影響を少なくし、全国での相違を明らかとし、課題と対策を共有するためには、このような全国の施設を結んだ Web 会議が有用であった。また精神医学初学者にはリエゾン・コンサルテーション精神医学や行動分析といった精神医療の領域への司法精神医学の関連を示すことが重要であることが示唆された。さらに、司法精神医学に対する国

民の理解の程度を深めることを通じて、長期的な司法精神医療に携わる人材育成へとつながっていく可能性が示唆された。

精神保健判定医の質の担保は質の高い、そして地域格差のない医療観察体制においてきわめて重要である。本研究では精神保健判定医等養成研修会の運営の改善に対して、仮想事例の提示や受講者参加型のワークショップ形式を提案し、受講者から高い評価を得るとともに受講者の医療観察法に関する理解を高めることが可能となった。仮想化した再入院事例についてのケースブックは既に精神保健判定医として鑑定・審判にあたる時の考え方を整理するのに効果的であった。全国の地域間の審判のばらつきは、減少してきているが、本研究の成果が反映されていると考えられる。しかし、依然としてばらつきは存在しており、精神保健判定医の質の担保は、今後も重要な課題であると考えられた。

全国の鑑定入院医療機関への調査を通して、回答者の医療観察法に関する知識が十分でないことによると思われる、矛盾が生じていた事例も存在していた。今後、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の整備が必要であることが示された。

英国で先進的に行われている司法精神医療・福祉のケアマネジメント手法、研修方法やその内容等が、医療観察法における入院処遇から通院処遇・地域への円滑な退院調整・社会復帰援助のために役立つことが明らかとなり、それらを応用した、より効果的な研修会を企画する必要性が示唆された。また、医療観察法における通院処遇・地域への円滑な退院調整・社会復帰援助を支援していくためのツールが開発された。

また指定入院医療から指定通院医療への移行は対象者へのサポート体制の大きな変化を伴うものであり、症状悪化や自殺など危惧されることが多い。本研究から、通院処遇中の精神症状の悪化は精神保健福祉法での早期の入院により、さらなる悪化を防ぐことにつながっていることが明らかとなった。また対象者だけでなく、その家族を手厚く支援することも、対象者の自殺を未然に防ぐ重要な要因であることが示された。そして自殺事例に遭遇した通院処遇関係スタッフの心のケアが必要であることが明らかとされた。

医療観察法が終了となった対象者は年々増えており、保健所などの地域の行政機関における対象者が増えてきている。それに伴い、高齢化、困難事例の増加が予測され、地域処遇の問題が大きくなることが示唆された。対象者の安定した地域生活のためには、今後も指定医療機関、保護観察所と連携を図り、市町村を含めた地域支援体制の人的、質的な充実が必要であり、地域支援の現状からみた医療面の評価を継続して行う必要がある、さらに、明らかになった課題から、法制度、研修制度の見直しが必要であることが示された。また「心神喪失者等医療観察制度ハンドブック 追補版(保健所現場からの問題点Q&A)」を作成した。また同時にハンドブック「保健所Q&A」、「保健所が対象者を支援するためのQ&A」と併せて活用できる内容にした。これらは、保健所等の地域における心神喪失者等医療観察制度を担う機関が相互に連携を図り、対象者の地域社会復帰等を支援する上で有用であり、心神喪失者等医療観察制度推進に寄与するものであると考えられた。

地域精神保健・医療では「入院によらない医療」の整備や地域精神医療における対象者の処遇に関する法的問題点の検討から、地域における保健・医療体制を整備・充実させることが不可欠であるとの結論を得た。また地域処遇における多職種間での対象者に関する情報共有に関して法的な観点から整理することが必要であると結論が得られている。さらに最近の最高裁判所の判例をもとに、1) 鑑定入院命令の取消し、2) 対象行為の概念、3) 「この法律による医療を受けさせる必要」の意義等について、同法の運用面の改善あるいは法改正の必要があるとの結論を得られた。

D. 結論

医療観察法を含む司法精神医療・保健に携わる人材の確保や資質の向上に関する対策が検討され、具体的に実施もされてきた。その結果、本研究は医療観察法の効果的な運用に貢献してきたと考えられる。しかし、依然としていくつもの課題が提起されており、今後も検討していく必要がある。

E. 研究発表

<H24 >

1. 論文発表

- 1) K. Okita et al. MedEdWorld, The Effect of a New Educational Model on the Motivation of Novice Japanese Psychiatrists to enter Forensic Psychiatry. (in press)
- 2) A. Shiina et al. Open Journal of Psychiatry, No change of Attitude toward Forensic Psychiatry: 5 Years after the Medical Treatment and

- Supervision Act in Japan. (in press)
- 3) A. Shiina et al. Journal of Forensic Research 2013 s11, Beyond Binder: Determination of Criminal Responsibility while in a State of Drunkenness by Japanese Courts.
 - 4) 山本輝之・柑本美和「医療観察法の今後の課題」日本精神科病院協会雑誌 31 巻 7 号 21 頁～27 頁、2012 年
 - 5) 山本輝之・柑本美和「心神喪失者等医療観察法における法的課題の検討」犯罪と非行 174 号 5 頁～31 頁、2012 年
 - 5) 松原三郎：学会認定精神鑑定医制度の概要について. 第 8 回日本司法精神医学会大会 シンポジウム, 2012. 6. 8 金沢 司法精神医学 8(1). 2013
 - 6) 松原三郎：窃盗癖の事例検討. 第 21 回北陸司法精神医学懇話会, 2012. 7. 14 金沢
 - 7) 山本輝之：「精神科救急と強制権一移送手続きとその問題点を中心に一」日本精神科救急学会 20 回大会 (2012 年) ワークショップ

<H25>

2. 学会発表

- 1) Shiina et al. Together Against Stigma: Changing how we see mental illness 5th International Stigma Conference, A Research of Recognition about Forensic Psychiatry of Patients with Mental Disorders.
- 2) A. Shiina et al. The 2nd International Conference of Forensic Research and Technology, Beyond the Binder; Current Issue about Criminal Responsibility under the Status of Drunkenness in the court in Japan.
- 3) 森ますみ他 第 1263 回千葉医学会例会第 30 回千葉精神科集談会 千葉大学病院における精神科訪問看護の現状と課題ソーシャルワーカーの立場から
- 4) 松原三郎：医療観察法における通院医療. 第 8 回日本司法精神医学会大会 会長講演, 2012. 6. 8 金沢 司法精神医学 8(1). 2013

論文発表

- 1) Iyo M, Tadokoro S, Kanahara N, Hashimoto T, Niitsu T, Watanabe H, Hashimoto K. : Optimal extent of dopamine D2 receptor occupancy by antipsychotics for treatment of dopamine supersensitivity psychosis and late-onset psychosis. JClin Psychopharmacol. Jun;33(3):398-404 : 2013
- 2) Kimura H, Kanahara N, Watanabe H, Iyo M. Potential treatment strategy of risperidone in long-acting injectable form for schizophrenia with dopamine supersensitivity psychosis. Schizophr Res145(1-3)130-1 2013
- 3) 山本輝之「精神保健福祉法の改正について一保護者の義務規定の削除と医療保護入院の要件の変更について一」精神医療 71 号 34 頁～43 頁、2013 年
- 4) 三澤孝夫「医療観察法の制度概要と課題」, 「統合失調症第 5 巻」(医薬ジャーナル)

- ーナル社) 74-85、2013
- 5) 辻本哲士ほか「医療観察法で処遇された者の社会復帰の現状 保健所のアンケート調査から」公衆衛生 77(11) : 931-934、2013
2. 学会発表
 - 1) 山本輝之：「精神保健福祉法の改正について」法と精神医療学会 29 回大会 (2013 年) 個別報告
 - 2) 水留正流：「責任能力における『精神の障害』」法と精神医療学会 29 回大会 (2013 年) 個別報告
 - 3) 松原三郎：「医療観察法通院処遇中の困難事例に関する検討」第 9 回日本司法精神医学会大会, 2013. 6. 1 東京
 - 4) 松原三郎：「入院処遇から通院処遇への移行における課題—当院の症例を通して—」第 9 回日本司法精神医学会大会, 2013. 6. 1 東京
 - 5) 松原三郎：「幻聴に影響されて強盗を行った統合失調症例」第 22 回北陸司法精神医学懇話会, 2012. 7. 13 金沢
 - 6) 松原三郎：「医療観察法における通院処遇の課題」法と精神医療学会第 29 回大会, 2013. 12. 7 京都
 - 7) 三澤孝夫：「(医療観察法の)入院治療から通院治療、そして処遇終了 精神保健福祉法へ—治療・支援の継続性を地域でどのように支えていくか—」, 第 9 回日本司法精神医学会 地域処遇ワークショップ, 2013. 6. 1, 東京
 - 8) 三澤孝夫：「医療観察法におけるデイケアの役割」, 第 18 回日本デイケア学会 シンポジウム I, 2013. 10. 10, 松本
 - 9) 椎名明大 : A. Shiina et al. 8th European Congress on Violence in Clinical Psychiatry. Involuntary Hospitalization for Offenders with Mental Disorders in Japan.
 - 10) 椎名明大：「医療観察法における鑑定入院に関する実態調査とその運用面の改善に関する研究」第 8 回日本司法精神医学会
- <H26>
1. 論文発表
 - 1) Shiina A, Iyo M, Yoshizumi A, Hirabayashi N. Recognition of change in the reform of forensic mental health by clinical practitioners: a questionnaire survey in Japan. Ann Gen Psychiatry. 2014 Mar 29;13(1):9
 - 2) Kimura H, Kanahara N, Komatsu N, Ishige M, Muneoka K, Yoshimura M, Yamanaka H, Suzuki T, Komatsu H, Sasaki T, Hashimoto T, Hasegawa T, Shiina A, Ishikawa M, Sekine Y, Shiraishi T, Watanabe H, Shimizu E, Hashimoto K, Iyo M. A prospective comparative study of risperidone long-acting injectable for treatment-resistant schizophrenia with dopamine supersensitivity psychosis. Schizophr Res. 2014 May;155(1-3):52-8.
 - 3) 松原三郎「医療観察法における通院処遇の課題」法と精神医療 29:41-54, 2014
 - 4) 山本輝之「精神保健福祉法の改正について—保護者の義務規定の削除と医療保護入院の要件の変更を中心に—」法と精神医療 29 号 (2014 年) 23 頁-40 頁

- 5) 八木 深, 大島 紀人, 山本 輝之「医療観察法精神保健判定医のスキルアップのために」臨床精神医学 第 43 巻第 9 号 1285-1292, 2014
 - 6) 高瀬 正幸, 金原 信久, 伊豫 雅臣「長期予後を見据えた統合失調症の薬物療法 非定型抗精神病薬持効性注射剤の可能性 アドヒアランス維持とドパミン過感受性精神病の予防・改善(解説)」臨床精神薬理 (1343-3474) 17 巻 5 号 Page635-641(2014. 05)
 - 7) 椎名 明大, 五十嵐 禎人, 伊豫 雅臣「精神障害者の司法精神医学の認識に関する研究(原著論文)」司法精神医学 (1881-0330)9 巻 1 号 Page2-13(2014. 03)
 - 8) 金原 信久, 鈴木 智崇, 伊豫 雅臣「Clozapine のより具体的な適応症例治療抵抗性統合失調症の評価に際して(総説)」臨床精神薬理 (1343-3474) 17 巻 2 号 Page261-275(2014. 02)
 - 3) 辻本哲士、原田小夜、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第 4 報～、第 73 回日本公衆衛生学会総会発表
 - 4) 松原三郎：医療観察法通院処遇対象者における死亡事例報告. 第 10 回日本司法精神医学会大会, 2014. 5. 16 沖縄
 - 5) 松原三郎：母親を殺害した事例における家族支援について. 第 10 回日本司法精神医学会大会, 2014. 5. 16 沖縄
 - 6) 松原三郎：学会認定精神鑑定医制度の概要. 第 10 回日本司法精神医学会大会, 2014. 5. 16 沖縄
 - 7) 放火事件を起こしたアルコール依存症の 1 鑑定例. 第 23 回北陸司法精神医学懇話会, 2014. 7. 14 金沢
 - 8) 柑本美和「平成 25 年精神保健福祉法改正の意義」第 44 回日本医事法学会ワークショップ (2014 年)
 - 9) 若林朝子, 井上薫子, 鈴木孝雄, 三澤孝夫「司法精神医療福祉研究会の活動」, 第 10 回日本司法精神医学会, 2014. 5. 17, 那覇
 - 10) 三澤孝夫「医療観察法通院処遇」, 第 10 回日本司法精神医学会 医療観察法通院処遇ワークショップ, 2014. 5. 17, 那覇
 - 11) 三澤孝夫「(医療観察制度)入院から通院の移行の取り組み」第 10 回医療観察法関連職種研修会 シンポジウム 地域移行支援の現状と課題、通院医療機関から入院医療機関に望むこと, 2014. 07. 05, 千葉
 - 12) 三澤孝夫「入院処遇から通院処遇への円滑な調整・移行のための医療観察法における総合的なケアマネジメント手
2. 学会発表
- 1) 原田小夜、辻本哲士、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第 1 報～、第 72 回日本公衆衛生学会総会発表
 - 1) 辻本哲士、原田小夜、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第 2 報～、第 72 回日本公衆衛生学会総会発表
 - 2) 原田小夜、辻本哲士、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第 3 報～、第 73 回日本公衆衛生学会総会発表

法について－海外の司法ケアマネジメントと対比させながら－」第3回全国指定入院医療機関精神保健福祉士連絡協議会, 2014. 11. 01, 岡山

- 13) A. Shiina et al. The 19th International Conference of the APPAC. Hospitalization for Assessment: A New Scheme of Forensic Mental Health in Japan.
- 14) A. Shiina et al. Royal College of Psychiatrists ' International Congress 2015. The Attitude toward the Concept of Criminal Responsibility in Citizens and its Alteration through Educational Intervention in Japan. (予定)

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

分担研究報告

医療観察法医療に携わる人材の確保と
地域特性を踏まえた専門家の育成

椎名 明大

千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

平成 24 年度～平成 26 年度 分担研究報告書

医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた専門家の育成

研究分担者：椎名明大(千葉大学医学部附属病院こどものこころ診療部)

研究協力者：

東本 愛香(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

大宮宗一郎(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

永田 貴子(国立精神・神経医療研究センター病院)

佐藤 愛子(千葉大学医学部附属病院)

今井 淳司(東京都立松沢病院)

澤 潔(千葉県精神科医療センター)

西中 宏吏(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

新津 富央(千葉大学大学院医学研究院)

小松 英樹(千葉大学医学部附属病院)

沖田 恭治(千葉大学大学院医学研究院精神医学・当時)

森 ますみ(千葉大学医学部附属病院精神神経科・当時)

長谷川 直(千葉大学医学部附属病院精神神経科)

渡邊 博幸(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

五十嵐禎人(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

研究要旨

本研究においては、医療観察法における地域処遇の拡充と、それに携わる人材育成のための方法論を確立することを目的とした。この目的を達成するため、我々は、司法精神医学に関する知識やモチベーションの向上を図るための方法論を確立するための実証研究と、司法精神医療現場における医療実践や人材育成の現状と課題の共有を企図した全国規模の web 会議の開催という研究手法を採用した。

平成 24 年度においては、司法精神医療の実務家 3 名による web シンポジウムを開催した。そこでの議論の結果、司法精神医療に見る関係機関間連携体制構築の手法は普遍性を有するものの、地域の実情に合わせた対応も必要であることが示唆された。体制整備については医療観察法から一般精神医療へ、医療のソフト面においては一般精神医療から医療観察法へと、相互に技術を汎化させていく可能性を明らかにした。さらに、司法精神医学に携

わるモチベーションを育てるためのアプローチについて、先行研究を発展させる形で、研修会形式による実証研究を計画した。

平成 25 年度においては、前年度の計画に基づき、司法精神医学と一般精神科医療との連続性を可視化することが司法精神医学に対するモチベーションを高めることにつながるといふ仮説を検証するため、研修会形式による実証研究を行った。被験者は研修会受講前後で各種評価尺度による評価を受けた。結果として、リエゾン・コンサルテーション精神医学や行動分析といった学問領域と司法精神医学との関連性についての認識が研修受講により強化されることが明らかとなった。また、司法精神医療の臨床場面における課題とその解決について、web 会議による議論を行った。結果として、クロザピンの使用や身体合併症への対処等については全国的な平準化が果たされつつあるものの、医療観察法対象者の地域移行支援に当たっては、関連機関による双方向性の情報共有に基づき、当面は精神保健福祉法による入院も柔軟に活用しながら段階的移行を果たす必要があることが示唆された。さらに司法精神医学の人材育成に関しては、狭義の司法精神医学に囚われず周辺領域との関連性やバランスを考慮に入れた柔軟な研修プログラムが必要であることが明らかとなった。

平成 26 年度においては、より司法精神医療におけるより具体的な検討課題として難治性統合失調症の集学的治療をテーマとする web 会議を行った。また、司法精神医療の普及啓発の下支えとなるところの一般人の認識及び意見を調査するとともに、セミナーの受講によりその意見がどのように変化するかを検証した。これらの結果、医療観察法医療は一定の熟成を見せており一般精神医療に応用すべき段階にきていること、またその成果を含めて司法精神医学に関する正しい知識を広く伝えていくことが、司法精神医学に対する国民の理解の程度を深めることを通じて、長期的な司法精神医療に携わる人材育成へとつながっていく可能性が示唆された。

A. 研究目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）が平成 17 年 7 月 15 日に施行された。

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴

う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。

本邦においては、これまで他害行為を行った精神障害者に適切な処遇を行うための手続きを定めた特別法が存在せず、諸外国に比して司法精神医学及び司法精神医療の基盤が極めて脆弱であるという問題が指摘されていた。医療観察法制度の施行を以て本邦の司法精神医療の端緒とする意見も多い。

司法精神医療の実践に当たっては、精神

医学に関する深い知識及び技術のほか、関連法規に関する認識や、医療者としての高い倫理観などといった特別の素養が一定程度必要となる。しかしながら本邦では全国の大学にも司法精神医学の専門講座がほとんどないといった実態をはじめ、司法精神医療の実務者を育成及び確保していくための基盤整備がまだまだ遅れているのが現状である。

我々は先行研究により、一般精神科医療に従事する医師及び精神保健福祉士の多くが司法精神医学に興味関心を抱いているものの、その実践には消極的であるという実態を明らかにした。同時に、彼らの多くは司法精神医学に関する研修会に対するニーズを有していることも示唆された。そして上記の実態は医療観察法施行後数年を経てもなおまったく変化していないことも確認された。

この状況を打開するための方策として、我々はまず、我が国における一般精神医療が司法精神医学を内包しつつ発展してきた事実を明らかにし、司法精神医学的視点を意識しつつ一般精神医療の研鑽に努めることにより司法精神医学の専門性を身につけるモチベーションが向上し、ひいては司法精神医学の人材育成に寄与するのではないかという仮説を立てた。先行研究においては、この仮説を実証すべく、全国規模の研修会を開催し、参加者の司法精神医学に対するモチベーションと理解度に関する評価を行った。その結果、研修会への参加そのものがモチベーションの向上につながることは確認できなかったが、一般精神医療と司法精神医学との関連性についての理解を深められる可能性が示唆された。

上記の研究結果に基づき、我が国に司法精神医療を根付かせ、医療観察法制度を円滑かつ効果的に運用するために必要な人材の育成と確保を行うための方策を示すことが、本研究の目的である。

B. 研究方法

我々は上記の目的を達成するために、各年度において以下の研究を実施することとした。

平成 24 年度においては、まず医療観察法の運用状況に関する過去の文献をレビューし、その課題を抽出しつつ、研究協力者相互による意見交換を通じて、論点整理を行った。その結果、医療観察法の運用をより適正化していくための課題として、「人材不足」と「地域間格差」が挙げられた。我々は、司法精神医療に携わる人材育成のための方策を考案するために、臨床現場からの論点抽出、人材育成理論の構築と改変、人材育成を目的とする研修の実践と効果の検証、といった取り組みを有機的に連携していく必要があると考えた。先行研究において、司法精神医学の専門教育モデルが示されており、その有効性は一定程度証明されたが、まだ十分ではなく、今後の検証が必要である。さらに、現行のモデルには地域間格差の把握と地域実情に応じた実践的取り組みの視点が欠けていると考えられた。このため我々は、医療観察法制度はもとよりそれを取り巻く司法精神医療から見た地域処遇についてより深い議論を行うこととした。そしてその結果も踏まえ、専門教育モデルの精緻化と再検証のための研修会を計画することを試みた。

平成 25 年度においては、まず前年度まで